

○観音寺市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成27年12月22日教育委員会告示第6号

観音寺市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒（区域外就学を承認された者を含む。以下「特別支援教育対象者」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給し、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 法第16条に規定する児童及び生徒の保護者をいう。
- (4) 特別支援学級 法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。

(支給対象者)

第3条 奨励費は、観音寺市立学校条例（平成17年観音寺市条例第169号）第1条に規定する小学校又は中学校に在籍する特別支援教育対象者（区域外就学を承認された者を含む。）の保護者に対して、支給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療養機関等に入所又は通院し、当該施設等について就学に係る措置費又は療養の給付を受けている児童又は生徒の保護者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助が行われている児童又は生徒の保護者

(3) 観音寺市就学援助費支給要綱（平成17年観音寺市教育委員会告示第3号）の規定による就学援助費の支給を受けている児童又は生徒の保護者

（対象経費）

第4条 この要綱に基づき支給する奨励費の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学に要する交通費
- (3) 職場実習に要する交通費
- (4) 交流及び共同学習に要する交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動等参加費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

（支給区分）

第5条 奨励費の支給区分は、支給を受けようとする者の属する世帯の収入の額（以下「収入額」という。）と生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算出したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の割合の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合 前条各号に掲げる経費
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合 前条第2号から第4号までに掲げる経費

（支給の申請）

第6条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、奨励費に係る収入額・需要額調書に世帯の課税証明書又は観音寺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要な税情報を収集することに対する同意書を添えて、当該児童又は生徒の就学する学校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、世帯の課税証明書等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（支給の決定）

第7条 教育委員会は、前条の書類を受理したときは、必要な事項を審査し、予算の範囲

内において支給の適否及び支給区分を決定し、学校長を通じて保護者に通知しなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 支給の決定を受けている者が、次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は奨励費の支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 保護者が辞退したとき。
- (2) 生活保護法に基づく教育扶助の受給者となったとき。
- (3) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。
- (4) その他教育委員会が奨励費の支給決定の取消しが必要と認めたとき。

(支給額)

第9条 奨励費の支給額は、毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価(配分限度額)に準ずるものとする。

(請求、受領並びに過誤払金の返納及び処理の委任)

第10条 奨励費の支給を受ける者は、その請求、受領並びに過誤払金の返納及び処理の権限を学校長に委任することができる。

(奨励費の返還)

第11条 奨励費は、返還を要しない。ただし、教育委員会が返還を要すると認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 当分の間、第5条中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(平成25年厚生労働省告示第174号)による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」とする。